

## 職員退職手当支給規程

平成27年4月1日

規程第19号

改正 平成29年3月17日規程第69号

平成30年2月13日規程第99号

令和4年3月24日規程第27号

令和5年3月29日規程第23号

### (総則)

第1条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の職員(定年制職員就業規程(平成27年4月1日規程第6号)第2条に規定する職員及び任期制職員就業規程(平成27年4月1日規程第7号)第35条第2項に規定する任期制職員をいう。以下同じ。)に対する退職手当は、次の各号の退職金及び弔慰金とし、その支給については、この規程の定めるところによる。

- (1) 退職金は、職員が退職若しくは死亡したとき又は解雇されたとき(以下「退職」という。)に本人又は遺族に支給する。
- (2) 弔慰金は、職員が死亡したときに遺族に支給する。

### (退職金の額)

第2条 退職金の額は、次条又は第3条の2の規定により計算した退職金の基本額に、第4条の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

- 2 当分の間、職員のうち、満60歳に達した日(満60歳の誕生日の前日をいう。)後における最初の4月1日を迎えてから、定年制職員就業規程第54条ただし書きに規定する定年までの間において、非違によることなく退職した職員の退職金の額は、退職事由を定年退職として前項の規定により計算した額とする。

### (退職金の基本額)

第3条 退職金の基本額(次条の場合を除く。)は、職員が退職した日における本給月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の83.7を乗じて得た額を支給する。ただし、各号の合計額が本給月額の100分の5,500を超えるときは、本給月額の100分の5,500に100分の83.7を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100
- (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の140
- (3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の180

(4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の200

(5) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

(本給月額の変額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職金の基本額に係る特例)

第3条の2 退職した者の勤続期間中に、本給月額の変額改定（人事院勧告による本給月額の変額改定をする決裁が承認され、又はこれに準ずる給与制度若しくは給与支給の基準が定められた場合において、当該決裁又は給与制度若しくは給与の支給基準による改定により当該改定前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額に100分の83.7を乗じて得た額を支給する。ただし、各号の合計額が本給月額の100分の5,500を超えるときは、本給月額の100分の5,500に100分の83.7を乗じて得た額とする。

(1) その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

(退職金の調整額)

第4条 退職金の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月(休職、停職又は育児休業により職務に従事することを要しない期間のある月(職務に従事することを要する日の属する月を除く。))を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額のうち、その額が最も多い額から順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には当該各月の調整月額)を合計した額に

100分の83.7を乗じて得た額とする。調整月額のうちその額が等しいものがあるときには、その者の在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 27,100円
- (6) 第6号区分 0円

2 前項各号に定める職員の区分は、次の各号の通りとする。このときにおいて、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

- (1) 第1号区分 定年制職員給与規程(平成27年4月1日規程第16号)別表に定める級別本給表(以下「本給表」という。)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が1等級であったもの
- (2) 第2号区分 本給表の適用を受けていた者でその属する職務の等級が2等級であったもの
- (3) 第3号区分 本給表の適用を受けていた者でその属する職務の等級が3等級であったもの
- (4) 第4号区分 本給表の適用を受けていた者でその属する職務の等級が4等級であったもの
- (5) 第5号区分 本給表の適用を受けていた者でその属する職務の等級が5等級であったもの
- (6) 第6号区分 本給表の適用を受けていた者でその属する職務の等級が6等級であったもの

3 第1項の規定にかかわらず、退職した者でその勤続期間が5年未満の者及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上25年未満の者の退職金の調整額は、前条の規定により計算した額の2分の1に相当する額。

4 次の各号のいずれかに該当する者には、調整額は支給しない。

- (1) 前条の規定により計算した退職金の基本額が零である者及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年未満の者

(2) その者の非違により退職した者

(退職金の増額)

第5条 退職金は、職員が次の各号の一に該当するときは、第2条の規定により計算して得た額に、退職した日における本給月額(第3条の2の規定により計算した場合は特定減額前本給月額)に100分の500以内の割合を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額を加算して支給することができる。

(1) 傷病によりその職に堪えず退職したとき、死亡したとき、又は予算の削減若しくは組織の改廃により配置転換が困難なため退職若しくは解雇させられたとき。

(2) 職員が勤続10年以上であって定年により退職したとき、又は勤続15年以上であって職務上特に功労のあった者が退職したとき。

(3) 前2号に準じる特別の事由により退職した者であって、特に増額の必要があると認められたとき。

(退職金の減額)

第6条 職員が次の各号の一に該当するときは、第2条の規定により計算して得た額から当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額して支給することができる。

(1) 自己の都合により退職したとき(出産若しくは婚姻又は前条の規定に該当する場合を除く。)

(2) 勤務成績が著しく不良のため退職したとき

(3) 第8条第2項に規定する事由に準じる事由により退職したとき

2 前項第1号の場合における減ずる額の割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 勤続期間10年0月以下の者 100分の40

(2) 勤続期間10年1月以上15年0月以下の者 100分の20

(3) 勤続期間15年1月以上19年0月以下の者 100分の10

(退職金の減額の特例)

第7条 職員が科学技術企業年金基金(以下「基金」という。)の加入員である期間(以下「加入員期間」という。)が15年以上で退職したときは、第2条の規定により計算して得た額から、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により計算して得た額(以下「対象額」という。)に次の各号に掲げる加入員期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額算出の基礎となる本給月額が基金の標準給与の最高限度額を超えるときは、その最高限度額をもって本給月額とする。なお、退職した月の前月(退職した日が月の末日である場合は当月)以前1年以内に標準給与の最高限度額の改

正があったときは、退職した月の前月(退職した日が月の末日である場合は当月)以前1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって標準給与の最高限度額とみなす。

(1) 加入員期間が15年のとき 100分の1.5の割合

(2) 加入員期間が15年を超え30年までのとき 100分の1.5に15年を超える加入員期間1年につき100分の0.1を加えた割合

(3) 加入員期間が30年を超えるとき 100分の3の割合

2 前項の規定にかかわらず、基金の加入員であったことにより既に退職金の減額を受けた者に対し、再び退職金を支給するときにおいて、当該退職金の額から減額する額は、加入員期間を勤続期間とみなした期間について、前項の規定により算出した減額すべき額から次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。このとき、対象額算出の基礎となる本給月額が基金の標準給与の最高限度額を超えるときは、その最高限度額をもって本給月額とする。

(1) 再び支給する退職金の額の算出の基礎となる本給月額に基づいて、既に減額を受けた加入員期間について算出される対象額

(2) 既に減額を受けた加入員期間に対応する前項各号の割合

3 前2項に規定する加入員期間の計算にあたって1年未満の月数が生じたときは、これを計算の基礎としない。

4 この条の規定による減額は、第2条の規定により支給する退職金の額を限度とする。

(退職金の支給制限)

第8条 退職金は、勤続6月未満で退職したときは、これを支給しない。

2 職員が次の各号の一に該当するときは、機構は、当該職員(当該職員が死亡したときは、当該職員に係る退職手当の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該職員の職務及び責任、当該職員が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響、その他国家公務員退職手当法(昭和28年8月8日法律第182号。)第12条第1項に基づき政令で定める事情を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。

(1) 禁錮以上の刑に処せられたことにより退職した者

(2) 定年制職員就業規程第69条第2項の規定による免職(以下「懲戒免職」という。)により退職した者

3 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職金が支払われていないときにおいて、次

の各号の一に該当するときは、機構は、当該職員(第1号に該当する場合において、当該職員が死亡したときは、当該退職金の支払を受ける権利を承継した者)に対し、前項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をしたときの退職金との権衡を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。

(1) 当該職員が刑事事件(当該退職後に起訴をされたときであつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 機構が、当該職員について、当該退職後に在職期間中に懲戒免職とすべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたと認めたとき。

4 死亡による退職をした職員の遺族(退職をした職員(死亡による退職のときには、その遺族)が当該退職に係る退職金の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支給を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職金が支払われていないときにおいて、前項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、第2項に規定する事情を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。

5 機構は、第3項第2号又は前項の規定による措置を行おうとするときは、当該措置を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

6 行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。なお、この場合において「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。

7 機構は、第2項から第4項までの規定による措置を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該措置を受けるべき者に通知しなければならない。

8 機構は、前項の規定による通知をするときにおいて、当該措置を受けるべき者の所在が知れないときは、当該措置の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。このとき、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該措置を受けるべき者に到達したものとみなす。

9 第9条第1項から第3項の規定による退職手当の支払を差し止める措置(以下「支払差止措置」という。)に係る退職金に関し、第3項又は第4項の規定により当該退職金の一部を支給しないこととする措置が行われたときは、当該支払差止措置は、取り消されたものとみなす。

(退職金の支払差止め)

第9条 退職をした職員が、次の各号の一に該当するときは、機構は、当該職員に対し、当該退職に係る支払差止措置を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法(昭和23年7月10日法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされたときにおいて、その判決の確定前に退職したとき。

(2) 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職金が支払われていない場合において、当該職員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職金が支払われていないときにおいて、次の各号の一に該当するときは、機構は、当該職員に対し、支払差止措置を行うことができる。

(1) 当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕されたとき又は機構が当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至ったときであって、当該職員に対し退職金を支払うことが機構の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生じると認めるとき。

(2) 機構が、当該職員について、在職期間中に懲戒免職とすべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした職員の遺族(退職をした職員(死亡による退職のときにはその遺族)が当該退職に係る退職金の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支給を受ける権利を承継したものを含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職金が支払われていないときにおいて、前項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、支払差止措置を行うことができる。

4 前3項の規定による退職金の支払差止措置を受けた者は、当該支払差止措置後の事情の変化を理由に、機構に対し、その取消を申し立てることができる。

5 機構は、次の各号の一に該当するに至ったときには、速やかに当該支払差止措置を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当するときにおいて、当該支払差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止措置の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止措置を受けた者について、当該支払差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定したとき。

(2) 当該支払差止措置を受けた者について、当該支払差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定したとき(禁錮以上の刑に処せられたとき及び無罪の判決が確定したときを除く。)又は公訴を提起しない措置があつたときであつて、第8条第3項の規定による措置を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない措置があつた日から6月を経過したとき。

(3) 当該支払差止措置を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、第8条第3項の規定による措置を受けることなく、当該支払差止措置を受けた日から1年を経過したとき。

6 機構は、当該支払差止措置を受けた者が第8条第4項の規定による措置を受けることなく当該支払差止措置を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止措置を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、機構が、当該支払差止措置後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職金の支払いを差し止める必要がなくなったとして当該支払差止措置を取り消すことを妨げるものではない。

8 第8条第7項及び第8項の規定は、支払差止措置について準用する。

(退職をした者の退職金の返納)

第10条 退職をした職員に対し当該退職に係る退職金が支払われた後において、次の各号の一に該当するときは、機構は、当該職員に対し、第8条第2項に規定する事情のほか、当該職員の生計の状況を勘案して、当該退職金の全部又は一部の返納を命じる措置を行うことができる。

(1) 当該職員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 機構が、当該職員について、在職期間中に懲戒免職とすべき行為をしたと認めたとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による措置は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 第8条第5項及び第7項の規定は、本条第1項の規定による措置について準用する。

4 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項において準用する第8条第5項の規定による意見の聴取について準用する。なお、このときにおいて「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。

(遺族の退職金の返納)

第11条 死亡による退職をした職員の遺族(退職をした職員(死亡による退職のときには、その遺族)が当該退職に係る退職金の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支給を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第8条第2項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職金の全部又は一部の返納を命じる措置を行うことができる。

2 第8条第5項及び第7項の規定は、前項の規定による措置について準用する。

3 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項において準用する第8条第5項の規定による意見の聴取について準用する。なお、このときにおいて「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。

(退職金受給者の相続人からの退職金相当額の返納)

第12条 退職をした職員(死亡による退職のときには、その遺族)に対し当該退職に係る退職金が支払われた後において、当該退職金の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第10条第1項又は前条第1項の規定による措置を受けることなく死亡したとき(次項から第4項までに規定するときを除く。)において、機構が、当該退職金の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該職員が在職期間中に懲戒処分による免職とすべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、機構は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該職員が在職期間中に懲戒免職とすべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返納を命じる措置を行うことができる。

2 退職金の受給者が、当該退職の日から6月以内に第10条第4項又は前条第3項において規定する意見の聴取の実施に係る通知を受けたときにおいて、第10条第1項又は前条第1項の規定による措置を受けることなく死亡したとき(次項及び第4項に規定するときを除く。)は、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員が在職期間中に懲戒免職とすべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返納を命じる措置を行うことができる。

3 退職金の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき(第9条第1項第1号に該当するときを含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が

確定することなく、かつ、第10条第1項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職とすべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返納を命じる措置を行うことができる。

4 退職金の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときにおいて、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第10条第1項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の返納を命じる措置を行うことができる。

5 前各項の規定による措置に基づき返納する金額は、第8条第2項に規定する事情のほか、当該退職金の受給者の相続財産の額、当該退職金の受給者の相続人の生計の状況等を勘案して、定めるものとする。このときにおいて、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が返納する金額の合計額は、当該退職金の額を超えることとなってはならない。

6 第8条第5項及び第7項の規定は、本条第1項から第4項までの規定による措置について準用する。

7 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項において準用する第8条第5項の規定による意見の聴取について準用する。なお、このときにおいて「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。

(勤続期間の計算)

第13条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの年月数による。ただし、当該期間のうちに次の各号に該当する期間が1月以上あったときは、各号に定める割合を除算する。

(1) 停職期間 2分の1の割合

(2) 私傷病による休職期間 2分の1の割合

(3) 育児休業期間 2分の1の割合(ただし、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、3分の1に相当する月を除算する。また、1月未満の端数がある場合は、これを切り上げる。)

(4) 自己の都合による休職期間 1分の1の割合(ただし、機構が特に認めるときは2分の1の割合)

(5) 配偶者が日本国外で勤務することによる休職 1分の1の割合

(国等の機関から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第14条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年8月25日政令第215号)第9条の2若しくは第9条の4各号に掲げる法人、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となったときに、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)(以下「国等の機関」という。))に使用される者(以下「国家公務員等」という。))となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職したときを含む。))した後、引き続いて再び職員となった者の勤続期間の計算については、先の職員としての勤続期間の始期から後の職員としての勤続期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた勤続期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた勤続期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた勤続期間等を含むものとする。

3 職員が第1項に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となったとき又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となったときにおいては、この規程による退職手当は支給しない。

4 職員を国等の機関又は大学等の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた勤続期間に算入するものとする。

5 国等の機関に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となったときにおけるその者の勤続期間の計算については、職員としての勤続期間はなかったものとみなす。

(弔慰金)

第15条 職員が死亡した場合においては、その者が死亡した日における本給月額に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金としてその遺族に支給する。

(退職手当の支給)

第16条 退職手当は、法令及び労働者代表との書面による協定により、退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のあるときを除き、支給事由の発生した日か

ら1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第17条 本規程に定める遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。このときにおいて父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その人数によって等分して支給する。

4 前各項の規定に関わらず、次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第18条 この規程の定めるところによる退職金及び弔慰金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日規程第69号)

この規程は、平成29年3月17日から施行する。

附 則(平成30年2月13日規程第99号)

(施行期日等)

この規程は、平成30年2月20日から施行し、改正後の職員退職手当支給規程の規定は、平成30年1月1日から適用する。但し、平成29年12月31日以前に退職した者に適用しない

ものとする。

附 則(令和4年3月24日規程第27号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日規程第23号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。